

事 務 連 絡
令和2年5月15日

各団体の長 殿

茨城県産業戦略部中小企業者支援対策担当課長

各業種における新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのガイドラインについて

本県行政の推進につきましては、日頃より多大なる御支援、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、この度の新型コロナウイルス感染症のまん延防止対策におきましては、大変厳しい状況の中多大なる御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、皆様方の御協力、御尽力により、本県の新規陽性者数等の数値は著しく改善してきていますが、新型コロナウイルス感染症への対応は長期戦を覚悟せざるを得ない状況にあります。

そこで、県では、感染可能性を出来る限り抑制しながら段階的に社会経済活動等を再開又は抑制していくための指針として、専門家の意見も踏まえながら、4段階のステージ毎に外出自粛や休業要請等を行っていく基準を定めたところです。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の今後の状況については未だ予断を許さない状況にあり、ステージ毎に休業要請が解除となり通常営業を行う場合においても、感染拡大を防ぐため遵守いただくガイドラインが必要であると考えております。

つきましては、県におきまして、別添のとおり、業種毎の感染防止対策のためのガイドラインを作成いたしましたので、事業活動を行うにあたっては、本ガイドライン及び各種業界団体が策定するガイドラインを遵守するよう、貴団体から関係事業者に周知していただけますようお願いいたします。

【お問合せ先・回答先】

茨城県中小企業課休業要請担当：菊地，中村，佐藤

T E L : 029-301-5472

E-Mail : shoryu4@pref.ibaraki.lg.jp